

札幌市文化芸術基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 札幌市文化芸術基本条例（平成19年条例第12号）第6条の規定に規定する文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、専門的な立場及び市民の立場からの意見等を聞くため、札幌市文化芸術基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、文化芸術もしくは関係分野の有識者、学識経験者及び公募による市民等の中から市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて文化部長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民文化局文化部文化振興課で行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、文化部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行する。